

令和 7 年度イギリスにおける和歌山梅酒ブランド化推進事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

※企画提案書を提出しようとする事業者は必ず「参加申込書（様式 1）」を令和 7 年 5 月 13 日(火) 17 時 00 分までに提出すること。参加申込書を提出しなかった場合は、企画提案書は受付できません。

1 目的

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会では、イギリス国内において一般消費者の間で、認知度の低い和歌山梅酒のプレゼンスを高め、イギリス国内での流通銘柄・流通量の拡大を図ることを目的として「令和 7 年度イギリスにおける和歌山梅酒ブランド化推進事業」を実施し、その事業の実施に係る業務を委託する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度イギリスにおける和歌山梅酒ブランド化推進事業

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 提案限度額

金 4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで

3 参加資格に関する事項

次の（1）から（7）までの全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きを行っている者でないこと。
- (4) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (7) 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係

を有する者（第 10 条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者。

4 スケジュール

項 目	日 程
・企画提案書作成に係る質問受付	令和 7 年 5 月 7 日(水) 17 時 00 分まで
・参加申込書提出期限	令和 7 年 5 月 13 日(火) 17 時 00 分まで
・企画提案書の受付期間	令和 7 年 5 月 20 日(火) 17 時 00 分まで
・審査会	令和 7 年 5 月 22 日(木)（予定）
・審査結果の通知	審査会の翌日以降に速やかに実施

5 企画提案書作成に係る質問

- (1) 受付期限：令和 7 年 5 月 7 日（水）まで
- (2) 受付曜日：月曜から金曜まで（祝日除く）
- (3) 受付時間：9 時から 17 時 45 分まで（最終日は 17 時 00 分まで）
- (4) 質問方法：「質問票」（様式 2）を FAX 又は電子メールで「12 連絡先及び提出先」まで送付すること。提出後、質問票が届いたかどうかの確認を必ず担当者に直接、電話等で行うこと。
- (5) 質問回答：質問者に対し、FAX 又は電子メールにより回答し、その内容については、必要に応じて和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課のウェブサイト上で公表する。ただし、その内容が軽微なものにあつては、協議会の担当者の口頭による回答のみとすることができる。なお、提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けない。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出期限：令和 7 年 5 月 13 日(火)まで
- (2) 提出曜日：月曜から金曜まで（祝日除く）
- (3) 提出時間：9 時から 17 時 45 分まで（最終日は 17 時 00 分まで）
- (4) 提出方法：「参加申込書」（様式 1）により FAX 又は電子メールで「12 連絡先及び提出先」まで送付すること。提出後、参加申込書が届いたかどうかの確認を必ず担当者に直接、電話等で行うこと。
- (5) その他：申込書提出後、辞退する場合は辞退届（様式 6）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案申請書（様式3）
- イ 企画提案書（任意様式。用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。）
- ウ 見積書（任意様式。仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とする。
なお、見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。）
- エ 業務実績表（様式4）
- オ 誓約書（様式5）
- カ 提案者の概要が分かる書類（会社案内等）

(2) 提出部数

1部

(3) 受付

- ア 提出方法 持参、郵送（書留必着）又はPDF 電子メール
- イ 提出先 「12 連絡先及び提出先」
- ウ 提出期間 令和7年5月20日(火)17時00分まで
※提出後、企画提案書が届いたかどうかの確認を必ず担当者に直接、電話等で行うこと。

(4) その他

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- ウ 複数の企画提案書の提出はできない。
- エ 提案のあった企画提案書等は返却しない。
- オ 提案者は企画提案書等の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものと
とする。

8 企画審査

(1) 審査

審査は、協議会が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、審査会では、(3) 審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を契約候補者として選定する。

(2) 審査会

- ア 実施日：令和7年5月22日(木)（予定）
- イ 実施時間：別途通知
- ウ 実施場所：和歌山県食品流通課商談室（和歌山市小松原通一丁目1番地）
※WEB 会議システムを活用したオンライン審査も可
- エ プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）：40分以内
プレゼンテーション 30分以内

審査委員からの質疑 10分程度

オ 注意事項：

- ・プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 3 名までとする。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は事前に申し出ること。
- ・紙資料は、企画提案書類等の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施すること。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。
- ・審査会の実施方法等を変更する場合は、提案者に事前に通知する。
- ・オンラインによる審査を希望する場合は事前に申し出ること。当日使用する WEB 会議システムは決定後、参加者に連絡する。

(3) 審査項目及び評価内容

提案事業内容について、下記の項目に基づき数値（100点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

ア 商談会（55点）

- ・スケジュールは商談を進めるうえで効率的、かつプレゼンテーションの効果を最大限発揮するものとなっているか。
- ・プレゼンテーションの内容は参加者に対し訴求力のある内容となっているか。
- ・適切な集客対象のネットワークを有しているか。
- ・個別商談について、商談相手と円滑なコミュニケーションが取れる体制となっているか。
- ・会場は参加者がアクセスしやすい場所となっているか。

イ 本事業を効果的に実施する企画の追加（25点）

- ・企画の内容は本事業をより効果的なものにするものとなっているか。
- ・企画の内容は具体的かつ目的が明確であり、効果が期待できるものであるか。

ウ 全般・実施体制（15点）

- ・実施要領に添った提案内容であるとともに、独自の発想に基づく提案が含まれているか。
- ・県、出展事業者及び現地インポーター等、関係機関と円滑な連絡調整が可能な体制となっているか。
- ・実施体制、過去の実績からみて、スケジュールを遵守して業務を効率的に達成できるか。

エ 費用（5点）

- ・見積り内容及び積算は適当であるか。

(4) 契約候補者の選定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を契約候補者とする。

最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により契約候補者を選定する。

提案者が1者のみの場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該提案者を契約候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査会終了後、契約候補者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課のウェブサイト上に契約候補者の名称を公表する。

9 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「3 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
 - ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 契約の締結

選定した契約候補者と協議会は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

11 その他

- (1) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理等を行うこと。また、会計関係帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管が必要となる。
- (2) 本事業については、事業の終了後も含めて、協議会又は会計検査院の検査対象となるため、受託者は検査に協力する必要がある。
- (3) 企画提案書等に使用する言語は、日本語に限る。
- (4) 選定された場合には、担当者と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (5) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (6) 本契約により製作された成果品の著作権は協議会に帰属すること。
- (7) 本事業は酒類輸出コンソーシアムの募集する HYPER JAPAN への出展を前提としており、採択状況によっては入札を中止することがあります。

12 連絡先及び提出先

担当者：和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会事務局（担当者：野坂、前坂）
（※和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課内）

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電 話：073-441-2815

F A X : 073-432-4161

E-mail : nosaka_a0002@pref.wakayama.lg.jp

※FAX 又は E-mail での提出は必ず担当者に直接、電話等で行うこと。

以上